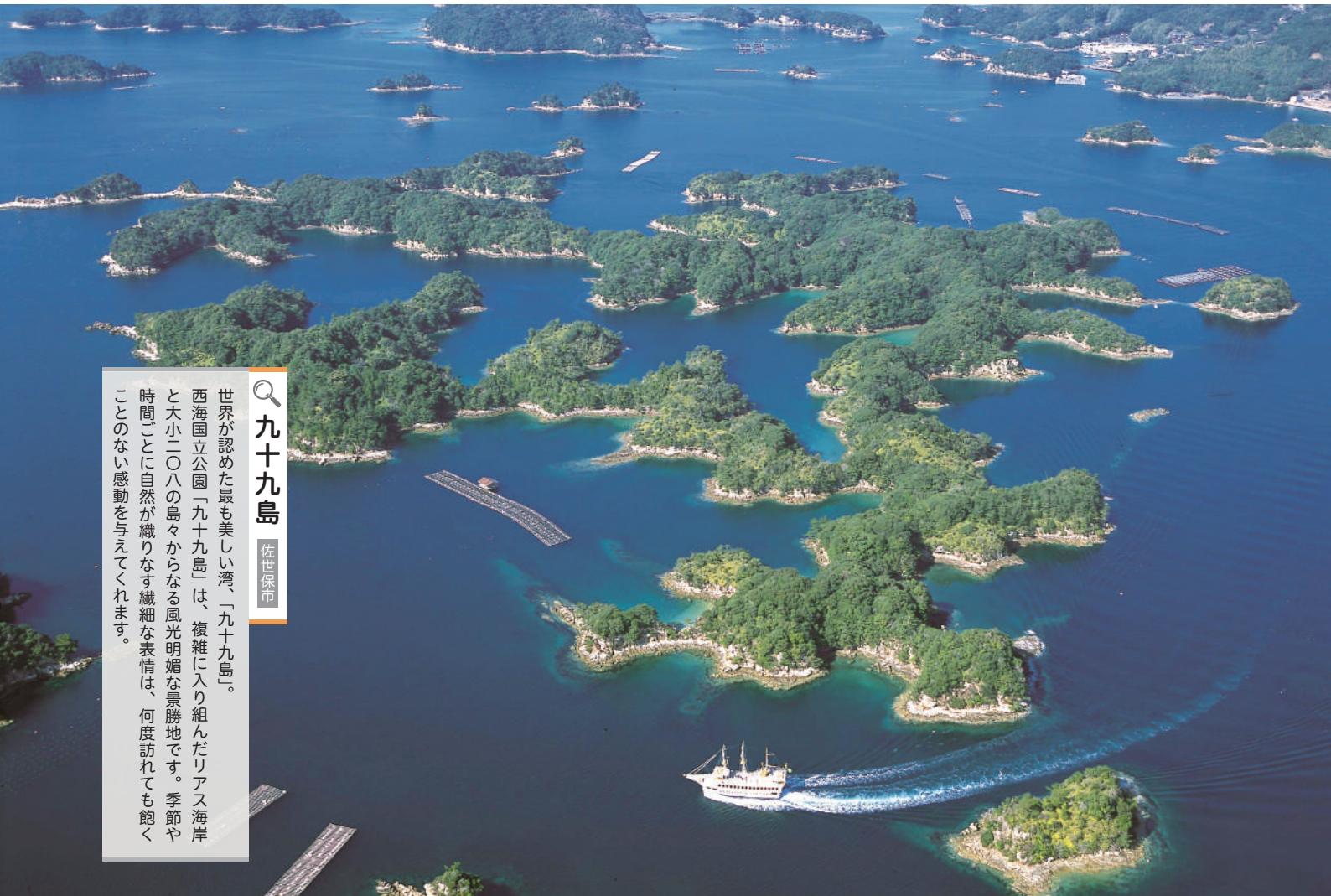


ご家族の方と一緒に  
ご覧ください



## Contents

● 令和5年度 事業計画及び予算の概要	2	● ライフイベントと年金（就職編）	10
● 被扶養者の異動に伴う認定取消のご案内	6	● 年金に関するQ&Aコーナー	11
● 組合員証・組合員被扶養者証は必ず返納してください	7	● 廉価事業のお知らせ	12
● 令和5年度もライフプランセミナーを開催します	7	● 貸付事業のお知らせ	15
● 短期給付のしくみはご存知ですか？	8	● 春得宿泊プラン	16
● 令和5年度 保健事業のお知らせ	9		



# 令和5年度 事業計画及び予算の概要

去る2月27日長崎県市町村職員共済会館において開催されました第181回組合会におきまして令和5年度事業計画及び予算が議決されましたので、その概要をお知らせします。

## ◆組合の概要

所 属 所	市	13
	町	8
	一部事務組合等	12
	計	33

令和5年度末推計	
組合員数	20,383人
任意継続組合員数	156人
被扶養者数	17,123人
平均標準報酬月額	長期 364,200円 短期・福祉 316,926円

## ◆標準報酬月額・標準期末手当等の額と掛金・負担金との割合

(単位:千分率)

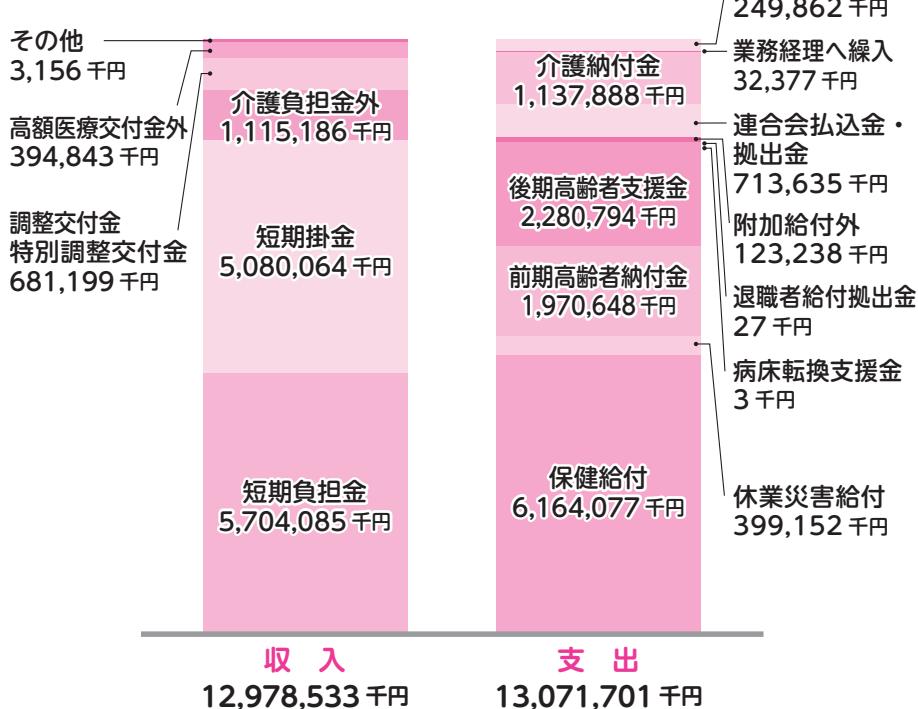
区分		市町村長・特別職 一般・特定消防	船員	長期 組合員	職員団体 専従職員	短期 組合員	船員短期 組合員	後期高齢者等 短期組合員
短期	短期掛金	50.645	55.07	2.8	50.645	50.645	55.07	2.8
	短期負担金	57.49	59.91	2.8	57.49	57.49	59.91	2.8
	介護掛金	8.48		—	8.48	8.48		—
	介護負担金	8.48		—	8.48	8.48		—
	調整負担金	0.1		—	0.1	0.1		—
	公的負担金				0.08			
厚生年金保険	組合員保険料	91.5		—	91.5	—	—	—
	所属所負担分	91.5		—	91.5	—	—	—
	基礎年金負担金	40.9		—	40.9	—	—	—
退職等 年金	掛金	7.5	7.5	7.5	—	—	—	—
	負担金	7.5	7.5	7.5	—	—	—	—
経過的長期	負担金	0.099	0.099	—	—	—	—	—
保健	掛金			1.5				
	負担金			1.5				
事務費負担金年額		組合員等(短期組合員を除く)1人当たり		9,710円				
特定健康診査等負担金年額		短期組合員等1人当たり			4,630円			
任意継続組合員の標準報酬月額				380,000円				

- 1 事務費負担金は、組合員等は4月910円、5月以降800円、短期組合員等は4月450円、5月以降380円とする。
- 2 上記のほか、基本追加費用率(厚生年金保険分)1,000分の11.0(長崎市12.2、佐世保市11.5、島原市11.6、諫早市11.6、大村市11.6)及び、基本追加費用率(経過的長期分)1,000分の1.1(長崎市1.3、佐世保市1.2、島原市1.2、諫早市1.2、大村市1.2)並びに恩給組合条例給付金負担率(令和5年度決算後に確定)による負担金がある。
- 3 特別職とは、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3項第1号に規定する職員(市町村長を除き、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項に規定する教育長を含む。)及び同項第3号等の特別職の職員をいう。
- 4 長期組合員とは、後期高齢者医療制度の適用を受ける組合員(75歳以上の者及び一定の障害の状態にあると認定された65歳以上の者)をいう。
- 5 短期組合員、船員短期組合員とは、短時間勤務職員のうち短期給付及び福祉事業の適用を受ける組合員をいう。
- 6 後期高齢者等短期組合員とは、短期組合員又は船員短期組合員のうち後期高齢者医療制度の適用を受ける短期組合員(75歳以上の者及び一定の障害の状態にあると認定された65歳以上の者)をいう。
- 7 短期の公的負担金とは、育児休業手当金及び介護休業手当金に係る公的負担金をいう。
- 8 任意継続組合員の標準報酬月額は、地方公務員等共済組合法施行令第46条の2第1項第2号に規定する令和4年9月30日における長期組合員以外の組合員(任意継続組合員を含む。)の標準報酬月額の平均額をいう。

## 短期経理

この経理は、組合員及び被扶養者の病気や負傷、出産、埋葬に要した費用等に係る給付を行う経理です。令和4年度に引き続き、令和5年度も厳しい財政状況下にあり、全国市町村職員共済組合連合会（以下「連合会」という。）が行う財政調整事業の調整交付金等を受けながら事業運営を行うこととなります。

### 収支見込みの状況



左記の収支見込みにより生じた当期短期損失金 69,767 千円については、前年度から繰り越す見込みの欠損金補てん積立金 72,019 千円にて補てんし、また、当期介護損失金 23,401 千円については、前年度から繰り越す見込みの介護積立金 23,910 千円にて補てんし、次年度へ繰り越す利益剰余金は、2,761 千円となる見込みです。

## 厚生年金保険経理

この経理は、厚生年金保険の給付及び基礎年金拠出金等を取り扱うため、払い込まれる負担金・組合員保険料を連合会へ払い込むための経理です。

### 収支見込みの状況

収 入 .....	負担金・組合員保険料	19,644,745 千円
支 出 .....	負担金払込金・組合員保険料払込金	19,644,745 千円

## 退職等年金経理

この経理は、退職等年金の給付を行うため、払い込まれる負担金・掛金を連合会へ払い込むための経理です。

### 収支見込みの状況

収 入 .....	負担金・掛金	1,266,992 千円
支 出 .....	負担金払込金・掛金払込金	1,266,992 千円

## 経過的長期経理

この経理は、平成27年9月以前決定の公務障害・遺族年金の給付を行うため、払い込まれる負担金を連合会へ払い込むための経理です。

### 収支見込みの状況

収 入 .....	負担金	86,482 千円
支 出 .....	負担金払込金	86,482 千円

## 退職等年金預託金管理経理

この経理は、退職等年金経理の資金運用の一部を連合会から預託を受け、組合員貸付の資金等を賄う経理です。

収支見込みの状況	収 入 …… 利息及び配当金	1 千円
	支 出 …… 支払利息	1 千円

## 業務 経理

この経理は、組合の業務に係る諸費用を賄うための経理で、組合員1人当たりの事務費負担金の年額は、地方公共団体負担金（短期分）6,350円、短期経理より繰入2,175円、連合会交付金4,241円、その他283円となります。

### 収支見込みの状況

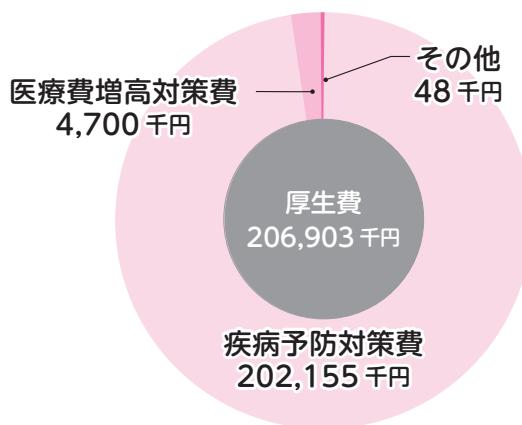
収 入 …… 負担金外	278,430 千円
支 出 …… 人件費・事務費外	282,628 千円
当期損失金	4,198 千円

左記の収支見込みにより生じた当期損失金4,198千円については、前年度から繰り越す見込みの利益剰余金698,285千円にて補てんし、次年度へ繰り越す利益剰余金は、694,087千円となる見込みです。

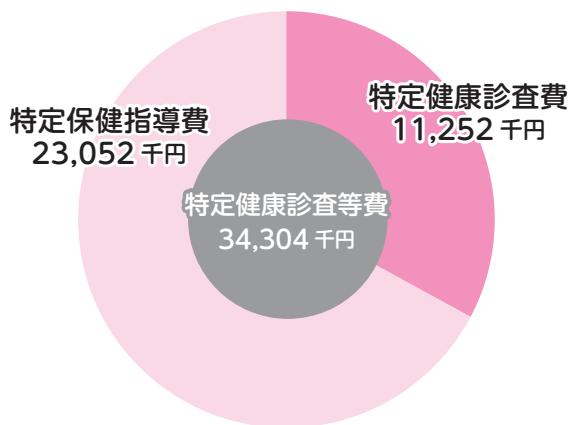
## 保健 経理

この経理は、組合員及び被扶養者の健康の保持増進、疾病予防、健康管理の意識向上及び医療費増高対策事業等を行う経理です。

### ◆事業（厚生費）の概要



### ◆事業（特定健康診査等費）の概要



### 収支見込みの状況

収 入 …… 負担金・掛金外	316,497 千円
支 出 …… 厚生費外	300,645 千円
当期利益金	15,852 千円

左記の収支見込みにより生じた当期利益金15,852千円については、前年度から繰り越す見込みの欠損金補てん積立金及び積立金1,252,782千円に加算し、次年度へ繰り越す利益剰余金は、1,268,634千円となる見込みです。

## 貯金経理

この経理は、組合員からお預かりした貯金を安全かつ有利に運用し、運用益を還元する貯金事業を行う経理です。

### 収支見込みの状況

収 入	…… 利息及び配当金外	313,577 千円
支 出	…… 支払利息外	266,908 千円
当期利益金		46,669 千円

左記の収支見込みにより生じた当期利益金 46,669 千円については、前年度から繰り越す見込みの利益剰余金 1,717,533 千円に加算し、次年度へ繰り越す利益剰余金は、1,764,202 千円となる見込みです。

## 貸付経理

この経理は、組合員の住宅、教育、災害、その他臨時に資金を必要とする場合に貸し付ける貸付事業を行う経理です。

### 収支見込みの状況

収 入	…… 組合員貸付金利息外	15,282 千円
支 出	…… 支払利息外	5,750 千円
当期利益金		9,532 千円

左記の収支見込みにより生じた当期利益金 9,532 千円については、前年度から繰り越す見込みの利益剰余金 1,657,333 千円に加算し、次年度へ繰り越す利益剰余金は、1,666,865 千円となる見込みです。

## 組合の監事が決まりました

令和 5 年 2 月 27 日開催の第 181 回組合において監事選挙が執行された結果、次の方が当選されました。  
任期は 2 年間です。

市町村長である監事・・・杉 澤 泰彦（西海市長）  
市町村長以外である監事・・山 崎 誠人（長崎市）  
学識経験を有する監事・・・松 本 考功（公認会計士）

## その他に次の議件が議決されました

- 1 令和 4 年度変更事業計画及び予算について
- 2 長崎県市町村職員共済組合定款の一部変更について
- 3 長崎県市町村職員共済組合保健事業実施規程の一部改正について
- 4 長崎県市町村職員共済組合貯金規程の一部改正について

# 被扶養者の異動に伴う認定取消のご案内

年度末・年度始めは就職など、ご家族に異動が多い時期ですので、被扶養者の認定取消に該当しないかご確認願います。また、遡って認定取消となることが多い事例を以下のとおり掲載していますので、該当する場合は、速やかに所属所の共済組合事務担当課へ連絡し、認定取消の手続きを行ってください。遡って認定を取り消しますと、医療費の返還や扶養手当の変更による掛金の変更等が生じますので、ご注意ください。

## ①他の健康保険に加入した場合

被扶養者が就職し、就職先で健康保険に加入した場合は、認定取消となります。



## ③毎月の給与収入が安定しない方

給与の3か月平均の額が108,333円を超えた場合は、3ヶ月目の支給月の翌月1日から認定取消となります。  
※4ヶ月目が108,333円未満の場合は、認定取消となりません。



## ②パートやアルバイトの収入額が恒常に月額108,333円を超える見込みである場合

パートやアルバイト先で、昇給や雇用形態の変更により収入が増加し、月額108,333円を超える場合は、増加した収入を得た時から認定取消となります。



## ④雇用保険の失業手当を受給する場合

退職後、失業手当（給付日額3,612円以上）を受給し始めた場合、最初の支給日から認定取消となります。



## ⑤別居している被扶養者への送金が不足している場合

被扶養者の収入額以上の送金を3か月に1回以上行っていない場合は、認定取消となります。

また、被扶養者の収入と送金額の合計が6万円以上ある必要があります。



## ⑥事業収入がある場合

収入から当組合が認め必要な経費を控除した額が、130万円を超えた場合は、確定申告書の税務署受付日から認定取消となります。



## ⑦被扶養者に配偶者がいる場合（父母等）

夫婦の収入の合算額で判定しますので、一方の収入が認定基準収入額未満であっても、夫婦の収入の合算額が以下の金額以上の場合は認定取消となります。

- ①(②③以外の場合) .....182万円
- ②夫婦の一方が障害年金の受給者又は60歳以上で公的年金等の受給者の場合.....217万円
- ③夫婦が共に障害年金の受給者又は60歳以上で公的年金等の受給者の場合.....252万円

# 組合員証・組合員被扶養者証は必ず返納してください

組合員の退職や、ご家族の就職等による被扶養者の認定取消後は、対象者の組合員証、被扶養者証、限度額適用認定証及び高齢受給者証は使用することができませんので、認定取消の手続きの際に所属所の共済組合事務担当課へ返納してください。

なお、組合員の資格喪失後や、被扶養者の認定取消後、組合員証等を使用して医療機関等を受診した場合は、当組合が支払った医療費についての返還請求を行いますのでご注意願います。

また、一度紛失し再交付申請を行った組合員証等が見つかった場合にも、見つかった組合員証等を返納してください。

お問い合わせ先 ➡ 資格調定課 TEL 095-827-3138

## 令和5年度もライフプランセミナーを開催します

令和3年度からの新規事業として、証券会社と協同で資産形成・生涯設計等の情報提供のためのライフプランセミナーを実施していますが、令和5年度も引き続き開催を予定しています。

開催の約1か月半～2か月前に各所属所へ文書にてご案内しますので、多数の参加をお待ちしております。

- (1) 開催方法 → オンライン開催
- (2) 開催時期 → 令和5年7月～11月の間に年6回開催予定
- (3) 対象者 → 組合員（希望があれば組合員の家族も可）※最低参加人員10名
- (4) 内容 → 分野、世代（年齢）別等で区分けした内容を予定

### ●令和4年度開催実績

開催日	対象者	参加所属所数	参加者数
7/11	50代、60代（導入編）	20	117名
8/2	40代（導入編）	19	61名
8/26	20代、30代（導入編）	16	48名
9/13	20代、30代（実践編）	12	38名
10/14	40代（実践編）	14	39名
11/15	50代、60代（実践編）	14	71名



# 短期給付のしくみはご存知ですか？

病気やけがをして、病院や薬局等の窓口に組合員証及び組合員被扶養者証（以下「組合員証等」という。）を提示し、診察・処方を受けた際は、自己負担として医療費総額の2割又は3割を支払い、残りの8割又は7割を共済組合が支払基金を経由し医療機関等へ支払います。

また、自己負担が高額になった場合は、共済組合から組合員へ高額療養費や附加金を支払います。

## ■法定給付（■の給付は請求が必要）

給付の種類	給付事由	給付内容
保健給付	療養の給付	公務によらない病気やけがで医療機関等を受診したとき 8割又は7割【*】
	入院時食事療養費	入院時に食事療養を受けたとき 食事療養に要した費用 (食事療養標準負担額：1食460円)
	入院時生活療養費	入院時に65歳以上の者が生活療養を受けたとき 生活療養に要した費用 (生活療養標準負担額：1食460円、居住費1日370円)
	保険外併用療養費	保険医療機関等で先進医療等を受けたとき 8割又は7割【*】
	療養費 家族療養費	・保険医療機関等以外の医療機関から診療を受け、組合がやむを得ないと認めたとき ・病気やけがで医療機関等を受診したが、療養の給付等をすることが困難なとき (例：治療用装具の作成、組合員証等不携帯による受診等) 8割又は7割【*】
	訪問看護療養費 家族訪問看護療養費	指定訪問看護事業者から指定訪問看護を受けたとき 8割又は7割【*】
	移送費 家族移送費	療養の給付を受けるために病院又は診療所に移送され、組合が必要と認めたとき 実費支給
	高額療養費	医療機関による診療費（入院時食事療養、入院時生活療養を除く）の自己負担額が高額のとき 所得区分に応じた一定の自己負担限度額を超えた費用
	出産費 家族出産費	出産したとき（妊娠4か月以上の異常分娩、人工妊娠中絶または流産も該当） 48万8千円 (産科医療補償制度対象分娩の場合は50万円)
	埋葬料 家族埋葬料	死亡（公務外）したとき 5万円 (組合員の死亡当時被扶養者でなかった者からの請求で葬儀等にかかった費用が5万円未満の場合は実費を給付)
休業給付	傷病手当金	病気やけが（公務外）で勤務できなくなり、給料の全部又は一部が支給されないとき 1日につき 標準報酬日額×2/3
	出産手当金	出産のため勤務できなくなり、給料の全部又は一部が支給されないとき 1日につき 標準報酬日額×2/3
	休業手当金	家族の病気や不慮の災害等のため欠勤し、給料の全部又は一部が支給されないとき 1日につき 標準報酬日額×50/100
	育児休業手当金	育児休業により給料の全部又は一部が支給されないとき、 育児休業に係る子が1歳（1歳に達する日以降の期間について総務省令で定める場合に該当するときは最長で2歳まで延長可能）に達する日までの期間について支給 (育児休業開始日から180日に達するまでの期間) 標準報酬日額×67/100 (育児休業開始日から181日以降の期間) 標準報酬日額×50/100
	介護休業手当金	介護休業により給料の全部又は一部が支給されないとき 1日につき 標準報酬日額×67/100
災害給付	弔慰金 家族弔慰金	水震火災その他の非常災害により死亡したとき 標準報酬月額×1月分
	災害見舞金	非常災害により住居や家財に損害を受けたとき 損害の程度に応じて支給

※標準報酬日額：標準報酬月額×1/22

## 【\*】医療費の負担割合について

	義務教育就学前	義務教育就学後～70歳未満	70歳以上75歳未満
一般	2割	3割	2割
一定以上所得者※			3割

※療養のあった月の標準報酬月額が280,000円以上の者等

## ■附加給付（手続きは不要）

附加給付は、各共済組合がそれぞれの定款で定めるところにより行う給付です。医療費の自己負担額が下表の基礎控除額を超えた場合に支給されます。

給付の種類		所得区分※	附加給付の基礎控除額
組合員	一部負担金払戻金	一般	25,000円
	家族療養費附加金		50,000円
被扶養者	家族訪問看護療養費附加金	上位	

※所得区分「一般」：標準報酬月額530,000円未満の者、「上位」：標準報酬月額530,000円以上の者

# 令和5年度 保健事業のお知らせ

組合員及び被扶養者の皆様に関連が深い主な保健事業を掲載しています。

事業名	事業内容
2日ドック助成	組合員及び被扶養者（令和5年度に19歳以上の者）が当組合の契約医療機関等にてドックを受診した際の費用の一部を助成する。 2日ドック助成額…38,000円 1日ドック助成額…28,000円
お口のチェック	組合員及び被扶養者（令和5年度に19歳以上の者）が当組合の契約歯科医院にてお口のチェックを受診した際の費用の全額を助成（年度内に1人1回限り）する。
インフルエンザ予防接種助成	組合員及び被扶養者が令和5年10月から令和6年3月までにインフルエンザ予防接種を受けた際の費用の一部を助成する。 助成額…年度内に1人1回限り1,500円 ※地方公共団体等からの助成を受けることができる者は除く。
医療費通知	健康意識啓発のため、受診医療機関、受診年月、診療区分、医療費総額等を記載した医療費通知書を、年3回（7月、11月、3月）受診者全員に配付する。 ※再交付不可
ジェネリック医薬品差額通知書	後発医薬品（ジェネリック医薬品）の普及促進を目的とし、服用中の医薬品との差額等を記載したジェネリック医薬品差額通知書を年1回（7月）対象者に配付する。

## ■令和4年度からの変更点

### 【人間ドックの募集人員上限】

- 令和5年度……組合員及び被扶養者（令和5年度に19歳以上の者）  
募集人員上限：2,500人（2日ドック）、3,300人（1日ドック）

- 令和4年度……組合員及び被扶養者（令和4年度に19歳以上の者）の申請者全員

### 【お口のチェックの対象者】

- 令和5年度……組合員及び被扶養者（令和5年度に19歳以上の者）
- 令和4年度……過去5年間（平成29年1月から令和3年12月まで）において歯科医院を受診していない組合員及び被扶養者

### 【長期組合員等も保健事業の対象】

令和5年度から継続長期組合員及び任意継続組合員以外の方が保健事業の対象になります。

お問い合わせ先

保健課

TEL 095-827-3139

# ライフイベントと年金（就職編）

## ☆はじめに☆

皆さまの中には、「年金と関わるのはまだまだ先のことだから、その時になってから考えればいいのでは？」と思っている方がいらっしゃるかもしれません。

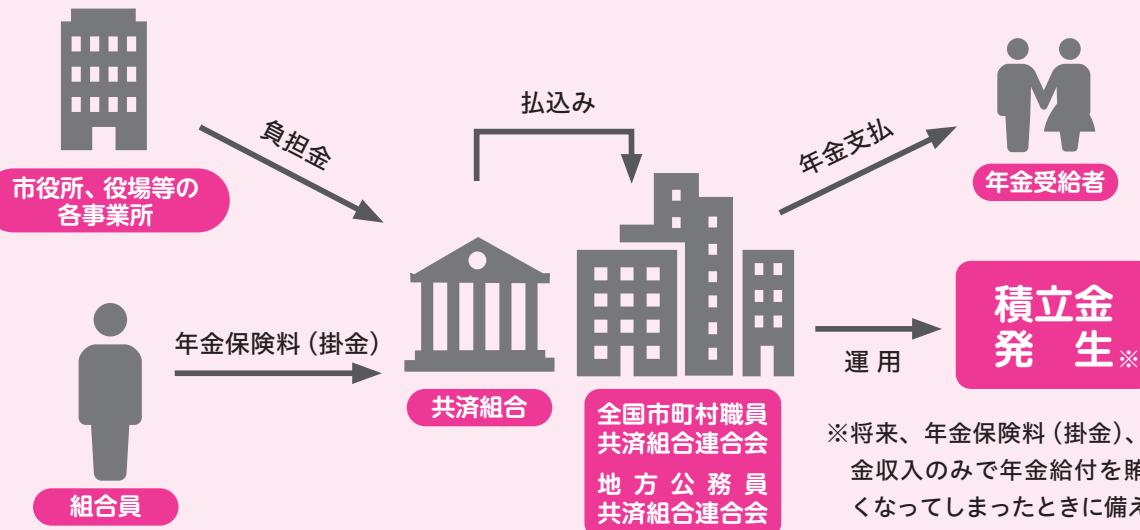
しかしながら、「若いうちに勉強しておけばよかった。」という声を聞くことがあります。

今年度の共済ながさきでは、若いうちに年金制度を身近に感じていただけるように、若年層向けに、ライフイベント毎の年金制度との関わりについてお伝えしたいと思います。

今月号では新規組合員向けに、「年金のしくみ」を簡単にお伝えします。

年金給付は、組合員の「年金保険料（掛金）」と地方公共団体の「負担金」によって賄われており、世代間扶養の方式が基本となっています。

## 年金保険料（掛金）及び負担金の流れ



少子高齢化が進む現代では、年金受給者の増加に対し、現役世代が減少しているため、年金額の減額、年金支給開始年齢の引上げ、年金保険料（掛金）の増加といった話題が取り上げられています。





# 年金に関するQ&Aコーナー

年金に対するよくある疑問について、Q & A形式でお答えします。

Q1

給与明細を見ると給与から控除されている項目がたくさんありますが、年金に関する項目はどれでしょうか？

A

厚生年金保険料、退職等年金給付掛金と記載された項目が年金に関する保険料（掛金）です。（勤務先により表示が異なる場合があります。詳細は、勤務先にお尋ねください。）

Q2

自分で納めた年金保険料を将来自分の年金として受け取るのでしょうか？

A

年金制度の種類により、次のように給付方式が異なります。

年金制度の種類	国民年金、厚生年金	退職等年金給付
納める保険料(掛金)	厚生年金保険料	退職等年金給付掛金
給付方式	現役世代の保険料で受給者の給付を賄う <u>世代間扶養の方式</u>	将来の年金給付に必要な原資を自分で積み立てる方式

Q3

年金は老後に受け取るイメージがありますが、その前に受け取れる年金もあるのでしょうか？

A

年金給付は老齢、障害、遺族の3種類の給付に分けられ、障害、遺族の給付は給付事由が発生し、受給要件を満たした場合に受け取ることができます。  
種類ごとに簡単に説明しますと次のとおりです。

## ○老齢給付

受給要件を満たした方が65歳から受け取ることができる年金給付です。

## ○障害給付

組合員期間中に初めて受診した病気やけがによって法律で定めた障害等級に該当した場合に受け取ることができる年金給付です。

診断書等による障害状態の診査があります。

## ○遺族給付

死亡した組合員の方によって生計を維持されていた遺族が受け取ることができる年金給付です。

死亡した組合員との続柄や性別により受給要件が異なります。

## ～次号予告～

次回の「共済ながさき7月号」では、「ライフイベントと年金（結婚編）」を掲載予定としています。

お問い合わせ先

年金課

TEL 095-827-3140

# 貯金事業のお知らせ



## ◆積立貯金を始めませんか？

積立貯金は、組合員の皆様からお預かりした大切な資金を安全に運用し、その運用益を還元することで皆様の財産形成と豊かな生活設計に役立つよう設けられた事業です。

なお、貯金利率は次のとおりです。

## 令和5年4月1日から年利1.1%（税引前）

※ 利息には、所得税15%、地方税5%、復興特別税0.315%がかかります。

## ◆貯金事業の取扱いを変更しました。

令和5年4月1日から次のとおり変更しましたのでお知らせします。

- 定例積立の積立額は、最低1,000円としました。
- 臨時積立は、定例積立を行っている方（中止している方を除く。）ができるようになりました。  
このため、令和5年3月31日以前に加入した定例積立0円の方は、定例積立を1,000円以上に変更後、臨時積立を利用できます。
- 臨時積立振込報告書の提出期限を、払込みの日から1週間以内かつ当月末日までに変更しました。  
※ 速やかに提出いただきますようご協力願います。
- 12月、3月の送金日を変更しました。

	変更前	変更後
12月	12月25日	12月28日
3月	3月25日	3月31日

送金日が金融機関の休日にあたるときは、前営業日となります。

## ◆臨時積立について

- 臨時積立を利用できる方は、定例積立を行っている方（中止している方を除く。）に限ります。
- 振込額  
1回の振込みにつき、10万円以上の1万円単位です。  
なお、年間（4月1日から3月31日まで）の振込限度額は500万円です。  
10万円未満の振込み、500万円を超過した金額、定例積立を行わない月に臨時積立が入金された場合は、給付金等受取金融機関に指定した口座へ返金します。
- 振込先及び振込手数料  
金融機関の窓口、ATM等から、次の口座へお振込み願います。

金融機関名	口座番号	受取人
十八親和銀行・本店	普通 0730581	長崎県市町村職員共済組合理事長

※ 振込手数料は、共済組合指定の振込用紙を使用し、十八親和銀行の本支店窓口で振り込む場合に限り不要です。

## ◆ 4月は積立額の変更の受付月です

4月に受け付けた積立額の変更は、6月の給与控除から反映されます。この機会に積立額の増額をご検討されてはいかがでしょうか。

## ◆ 加入者には積立貯金現在残高通知書を送付します

半年分の利息を繰り入れた貯金額を記載した積立貯金現在残高通知書を、毎年4月と10月に送付します。

## ◆ ペイオフについて

ペイオフ（預金保険制度）とは、金融機関が経営破綻したとき、一金融機関ごとに預金者一人当たり元本1,000万円までと破綻日までの利息を保護する制度です。

共済組合は、ペイオフの対象となる金融機関には該当しないため、加入者にペイオフは適用されませんが、加入者からお預かりした資金は、安全な運用に努めています。

## ◆ 払戻・解約請求書提出及び送金スケジュール

送 金 年 月	払 戻		解 約	
	送 金 日	締 切 日	送 金 日	締 切 日
令和5年4月送金	4月14日	3月31日	4月14日	4月 3日
	4月28日	4月14日	4月28日	4月14日
令和5年5月送金	5月15日	4月28日	5月15日	5月 2日
	5月31日	5月15日	5月31日	5月15日
令和5年6月送金	6月15日	5月31日	6月15日	6月 2日
	6月30日	6月15日	6月30日	6月15日
令和5年7月送金	7月14日	6月30日	7月14日	7月 3日
	7月31日	7月14日	7月31日	7月14日

### (注意事項)

- ・貯金加入後1年間は払戻しができません。
- ・払戻限度額は、払戻しを行う月の前月末の貯金残高です。
- ・締切日は共済組合必着です。勤務先の共済組合事務担当課へ、早めの提出をお願いします。

次のページに積立貯金加入申込書を掲載していますので  
手続きにご利用ください。

## 積立貯金加入申込書

長崎県市町村職員共済組合理事長様

長崎県市町村職員共済組合貯金規程及び長崎県市町村職員共済組合貯金規程細則を承知のうえ、次のとおり積立貯金の加入申込をします。

記入日		年 月 日					
所属所名							
氏 名							
記 号				番 号			

共済組合使用欄

定例積立額 毎月 千円	賞与積立額		積立開始月	
	6月 千円	12月 千円	年 月	

※積立開始月の前月  
1日から末日までの間に、ご提出願います。

- ※ 定例積立額は、1,000円以上を指定してください。
- ※ 賞与積立をしない場合は、賞与積立額の欄に0円を記入してください。
- ※ 非課税の対象となる方は、申込時に「非課税貯蓄申告書」及び確認書類を提出してください。

----- 切り取り線 -----

共 濟 貯 金 に つ い て	
払戻し	<ul style="list-style-type: none"><li>・毎月15日と末日に払い戻しできます。(払戻日が休日の場合は、前営業日となります。)</li><li>・払戻限度額は、払戻しを行う月の前月末の貯金残高です。</li><li>・加入後1年間は払戻しができません。</li></ul>
各種変更	<ul style="list-style-type: none"><li>・積立額の変更は、6月変更に係るものは4月1日から4月30日まで、12月変更に係るものは10月1日から10月31日までの間に手続きできます。</li><li>・積立の中断や復活は毎月できます。</li></ul>
解 約	毎月15日と末日に解約の送金を行います。(送金日が休日の場合は、前営業日に送金します。)
手 続 き	勤務先の共済組合事務担当課にて行ってください。
問 合 せ	ご不明な点は「長崎県市町村職員共済組合総務課」へお問い合わせください。 電 話：095-827-3137

# 貸付事業のお知らせ

## ■貸付種類について

共済組合では、組合員の皆様が臨時に資金を必要とするとき、主に次の貸付けを行っています。  
なお、手続き等に関しては当組合のホームページをご覧いただか、勤務先の共済組合事務担当課へお尋ねください。

貸付種類	貸付事由	借入限度額	貸付利率
普通貸付	車、電化製品等の生活必需物資の購入資金を必要とするとき	200万円	年1.26%
住宅貸付	住宅の新築、増改築、修理、購入又は住宅敷地の購入資金を必要とするとき	1,800万円	
入学貸付	入学金（授業料を含む。）や家賃など、入学当年度中の入学資金を必要とするとき	200万円	
修学貸付	授業料等の修学資金を必要とするとき	180万円	
結婚貸付	結婚披露宴等の結婚資金を必要とするとき	200万円	

## 共済会館駐車場の利用について

組合員の方が会議・研修等のためにお車で長崎市内へお越しの際は、当会館駐車場を御利用いただけます。

御利用の際は当組合総務課（095-827-3137）へ利用日前日までにお電話にて御予約をお願いします。

予約受付時間	利用日前日の午前8時30分～午後5時15分
利用可能時間	午前8時40分～午後5時（時間外の出入不可、年末年始・土日祝日を除く。）
予約受付の際にお伺いする内容	①利用日及び利用時間、②所属所、③利用者氏名、④車のナンバー
注意事項	<ul style="list-style-type: none"><li>利用いただけるのは<u>地下駐車場</u>です。<u>出入口の道路は一方通行</u>のため御注意願います。</li><li><u>入庫時に駐車場入口のインターホンにて車のナンバーをお知らせください。</u>出庫時は連絡不要です。</li><li>台数に制限がありますので利用いただけない場合がございます。</li><li>会議・研修等で複数台の利用が想定される場合は、主催者にて調整いただきますよう御協力をお願いします。</li><li>無断駐車を確認した場合は次回以降の利用を御遠慮いただきます。</li></ul>

公式サイトからのインターネット限定プラン

組合員限定

# 春得 宿泊プラン

ご宿泊対象期間

令和5年4月1日(土)～6月30日(金)

春の旅行計画に、東京へお越しの際は、当館を是非ご利用くださいませ！

シングル1名様  
7,000円～

ツイン2名様  
10,000円～

## 特典① 朝食チケット

## 特典② ミネラルウォーター

ご宿泊料金は日にちによって変動致します。

### ●ご予約方法●

●まず、東京グリーンパレスオフィシャルホームページをご覧ください。

<https://www.tokyogp.com/>

●トップページの「組合員様のプラン一覧は  
こちらから」をクリックしてください。

●プラン一覧より【組合員限定】春得宿泊プランを  
ご選択いただき、お申し込み手続をしてください。  
(初回のお申し込み時はユーザー登録が必要です。)

ほかにも各旅行会社のきっぷと宿泊がパックに  
なったお得なプランがございます。

飛行機と宿泊がパックになったJALまたはANAのダイナミックパッケージも  
当ホテルホームページのトップページからご予約いただけます。  
また、一部の旅行代理店(JTBやKNTなど)でも当ホテルの商品を取り扱っている  
店舗がございます。お近くの旅行会社に直接お問合せください。

**東京グリーンパレス**  
全国市町村職員共済組合連合会

TEL.03-5210-4600

FAX.03-5210-4644  
<https://www.tokyogp.com/>

長崎県市町村職員共済組合

長崎市興善町6番3号 長崎県市町村職員共済会館  
TEL 095-827-3137(代表) FAX 095-824-9050  
<http://www.nagasaki-kyosai.jp/> 〈編集発行人：石橋 修治〉